

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は社会保障費に充当し、その用途を明示することになりました。

平成29年度新庄村一般会計決算における社会保障費への充当は下表のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 6,504千円

(歳出)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 240,427千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名	平成29年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県) 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税収(社会保 障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	65,739	15,349	0	40,000	1,778	8,612
	障害者福祉事業	20,597	14,484	0	0	557	5,556
	高齢者福祉事業	21,290	699	0	2,000	576	18,015
	児童福祉事業	39,937	11,546	0	19,050	1,080	8,261
	母子福祉事業	4,233	1,254	0	0	115	2,865
	小計	151,796	43,332	0	61,050	4,106	43,309
社会保険	介護保険事業	25,678	157	0	0	695	24,827
	国民健康保険事業	5,680	4,248	0	0	154	1,278
	後期高齢者医療事業	25,755	4,828	0	0	697	20,230
	小計	57,113	9,233	0	0	1,546	46,335
保健衛生	疾病予防対策事業	5,377	0	0	2,000	146	3,232
	健康増進対策事業	11,272	567	0	566	305	9,834
	病院対策事業	14,869	0	0	0	402	14,467
	小計	31,518	567	0	2,566	853	27,533
合計	240,427	53,132	0	63,616	6,505	117,177	